

景観づくりの基準に基づく配慮事項

B 工作物の建設等

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
形態・意匠	1 工作物の種類や用途、用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮する。 2 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮する。		
色 彩	1 工作物の種類や用途、用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 2 基調となる色彩は、日本工業規格の色名（J I S Z 8 1 0 2）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色の使用は避ける。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。（※）		
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。		
設備等	工作物に付属する設備は、当該工作物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。		
その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行う。		

架空電線路等の建設等	1 架空電線路等のルートについては、周辺の景観に配慮する。 2 架空電線路等の本数は、可能な限りまとめることとし、少なくなるよう配慮する。 3 幹線道路における架空電線路等の横断は可能な限り避けるよう努める。また、横断が必要な場合は、地中化に努める。		
擁壁等の建設等	1 敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・素材等について周辺の景観に調和する形態・意匠とする。 2 道路（私道を除く。以下同じ。）に面して設ける場合は、できるだけ道路から後退させ、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない工夫を行う。		

（※）色彩の事項について

- 「落ち着いたある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて明度の高い色彩をいう。